

平成29年度 事業計画

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

近年、暴力団員等は、警察の厳しい取り締まりや暴排活動の強化等により、年々減少傾向にあるものの、社会経済活動の発展等に対応して資金獲得活動を多様化させてきている事に加え、その活動を不透明化・巧妙化させています。

また、暴力団員等が特殊詐欺事件で検挙されている事例も多く、これが暴力団の主要な資金源になっている状況であります。

さらに、国内最大勢力の山口組が分裂し、京都を含め全国各地でけん銃を使用した殺人事件等の対立抗争事件が発生しました。

この山口組分裂に伴い、地元会津小鉄会も六代目山口組派と神戸山口組派に分かれ対立しており、今後会津小鉄会七代目襲名を巡って、市民の安心・安全が脅かされる抗争事件の発生が予想されるところであります。

このような暴力団等を弱体化させ、更に壊滅に追い込むためには警察の取り締まりと併せ社会全体で暴力団との関係を遮断することが必要であります。

京都府暴力追放運動推進センターは、関係機関、団体等の連携強化を図り、事業活動である不当要求防止責任者講習、暴力団員等による不当な行為に対する相談等の充実に努めるとともに、広報、支援活動等各機能を十分に発揮し、府民の皆様からの信頼が益々高まる事業活動に取り組んできました。

今年度も、府民の皆様からの信頼が益々高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとして、平成29年度の事業活動を進めていきます。

1号議案

平成29年度「事業計画（案）及び収支予算（案）」の承認について

【事業計画（案）】

事業名	実施項目	事業内容
1 広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	○ 機関誌（会報）をはじめ、暴排条例関係小冊子、パンフレット、チラシ等の広報啓発資料を配布し、暴力団排除意識の高揚を図るとともにラジオ、電照広告、インターネットHP等の活用のほか、行政機関等の発行する機関紙等への掲載依頼し、広報啓発活動を推進する。
	(2) 府民大会等の開催	○ 「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」を京都府・警察本部と合同で開催し、「暴力追放功労者及び団体」の表彰を行い、府民の「安全で安心なまちづくり」の暴力団排除意識の高揚を図る。 ○ 平成30年6月8日（金）開催の全国民事介入暴力対策京都大会に向けて府民の「安全で安心なまちづくり」の暴力団排除意識の高揚を図る。
	(3) 地域大会、総会等への積極的参加	○ 地域・職域団体等の開催する暴力追放大会及び総会等へ参加し、各種資料等の提供を行い暴排組織のすそ野を広める。
2 組織支援活動	(1) 地域・職域暴力追放活動への支援	○ 地域・職域暴力団追放団体と連携を強化するとともに、その組織活動を積極的に支援、助成して地域住民と一体となった暴力団排除活動の推進を図る。 ○ 地域暴力団追放大会等に際し、暴力団排除グッ

		ツ等の貸し出し及び配布を行い、暴力団排除気運の醸成を図る。
	(2) 企業等に対する暴力団排除活動の支援	○ 企業や行政に対して不当要求防止責任者講習等の機会を活用して暴力団情報等を積極的に提供し暴力団の資質、実態等の周知を図り、反社会的勢力と一切の関係遮断等暴力団排除活動の推進を図る。
3 相談活動	(1) 積極的な相談活動	○ 暴力相談委員に「弁護士、少年指導委員、保護士、警察OB」を委嘱し、面接・電話等により府民からの暴力相談等を受理して、相談者の期待に応える相談活動を図る。
	(2) 弁護士・警察との連携強化	○ 京都弁護士会（暴力追放相談委員）、組織犯罪対策第二課との機会を通じて専門的・効果的な相談活動を行い、被害の未然防止及び救済を図る。
	(3) 専門委員による検討委員会	○ 国家公安委員会から適格認定を受け、暴力団事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が違法に害されている相談を受理した時は検討委員会を招集して検討（代理訴訟）、対応する。
4 少年対策事業	少年に対する暴力団の影響を排除するための活動	○ 少年サポートセンターと連携して少年補導委員の研修会に参加するとともに同委員との連絡を図り被害対象少年及び保護者対策等を効果的にを行い暴力団の影響排除を図る。
5 受託事業	(1) 責任者講習の実施	○ 公安委員会からの委託を受けて、暴対法第14条第2項に定める事業所並びに国・地方公共団体等

	(2) 講習内容の充実	の行政機関が指名した不当要求防止責任者に対する暴力団等反社会的勢力への対応要領の講習を行い、反社会的勢力からの遮断を図る。 ○ 不当要求防止の教本・映像等を利用した暴排ビデオなどを取り込んだ講習を行い、受講者が興味を持ち理解しやすい疑似体験型講習（ロールプレイング）や事例を交えた講義を行い、真に効果の挙がる講習を図る。
6 救済事業	(1) 被害者・協力者等に対する支援	○ 勇気をもって事件情報等の通報した者等を警察と連携のうえ保護支援するとともに、暴力団排除活動への貢献を称えるため、表彰等を積極的に行い暴力団排除意識の向上を図る。
	(2) 訴訟費用の貸付け	○ 警察・弁護士との連携を図り、暴力団事務所の撤去、暴力団組長に対する損害賠償請求等に際し積極的、効果的な訴訟費用の貸出しを行う。
	(3) 京都府犯罪被害者支援センターとの連携支援	○ 犯罪被害者支援センターとの連携を図り、被害者の救済支援を行うとともに経済的支援を行う。
	(4) 離脱者支援活動の充実	○ 警察、保護司、京都刑務所等と連携して、暴力団離脱希望者に対する指導、脱退・就労支援及び保護活動を推進する。尚、平成26年1月「暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を関係機関と共同で立ち上げ、年一回以上協議会を開催して、連携を図る。 ○ 京都刑務所からの要請に応じて、受刑者に対する「暴力団離脱・社会復帰支援」についての講演を実施し、暴力団員の離脱・社会復帰を目指す。

7 研修事業	(1) 全国民事介入暴力大会・研修会への参加	○ 弁護士会主催による「全国民事介入暴力対策全国大会」「民事介入暴力研究会」等に積極的に参加し、暴力団訴訟対策等の研修を図る。
	(2) 賛助会員対象の研修会の開催	○ 京都弁護士会民暴・非弁取締委員会、警察本部組織犯罪対策統括室と共同で賛助会員に対する研修会を開催する。
8 調査研究活動	(1) 暴力団情報の収集等	○ 地域及び職域団体等の大会、総会等の活動及び相談事業を通じて、暴力団に関する各種情報の収集、暴力団排除活動等に関する意見・要望等くみ上げ各種事業への反映を図る
	(2) 全国センター及び近畿センター等との連携した事業の推進	○ 全国センター及び近畿センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。 ○ 全国センター等の会報等に紹介されている効果的活動については、積極的に視察、資料の取り寄せなどして当センター事業に反映させる。
9 その他	職場環境の整備等	○ 相談者の保護、並びに保秘の徹底等を図るため相談室の整備に努める。 ○ 代理訴訟、相談内容の複雑長期化、講習の増加等に伴い職員への負担が増加しており、職場環境の整備が整わず近未来、事務所の移転をめざす。